

第 8 2 号議案

専決処分の承認を求めることについて

災害見舞金支給条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

災害見舞金の支給対象を拡大するため、災害見舞金支給条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 8 3 号）の一部を改正する必要性が生じたため専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

災害見舞金支給条例の一部を改正する条例

災害見舞金支給条例（平成17年ふじみ野市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第1条中「火災等」を「災害」に、「、災害」を「被害」に、「り災者」を「被災者」に、「災害見舞金」を「見舞金」に、「見舞金等」を「災害見舞金」に、「に寄与する」を「を凶る」に改める。

第2条中「及び地震」を「、地震等の自然災害」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「見舞金等」を「災害見舞金」に改め、同条各号列記以外の部分ただし書中「天災その他非常災害により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき、又は」を削り、「若しくは第9条」を「又は同条例第9条」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 死亡 40万円
- (2) 負傷 4万円
- (3) 住居の全焼、全壊又は流失 1世帯当たり20万円
- (4) 住居の半焼又は半壊 1世帯当たり10万円
- (5) 住居の床上浸水 1世帯当たり7万円

第4条第1項中「災害見舞金等」を「災害見舞金」に改める。

第5条第1項中「見舞金の給付」を「災害見舞金の支給」に改め、同条第3項中「見舞金」を「災害見舞金」に改める。

第6条の見出し中「給付」を「支給」に改め、同条各号列記以外の部分中「見舞金等」を「災害見舞金」に改め、同条第1号中「給付」を「支給」に改める。

第7条の見出し中「見舞金」を「災害見舞金」に改め、同条中「見舞金等」を「災害見舞金」に、「全額又はその」を「全部又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害見舞金支給条例の規定は、令和元年10月12日から適用する。

令和元年10月28日

ふじみ野市長 高 畑 博